

共通端末機器の借入に係る仕様書

奈良県総務部デジタル管理室

この仕様書は、「共通端末機器の借入れ」に関する奈良県（以下「甲」という。）と契約者（以下「乙」という。）の契約履行についての必要事項を定めるものである。

1. 調達概要

①件名

「共通端末機器の借入れ」

②借入期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

③調達内容

ノート型パソコン等機器の借入れ（2,927台）

④納入場所

奈良県本庁舎、分庁舎及び各出先機関

2. 調達機器等の仕様

①以下の仕様を満たす機器を納入すること。

（前提）

現在、職員用端末として平成30年度導入端末（「K18 端末」という）を利用している。K18 端末の更新及び配備用端末として、今回令和5年度導入端末（「K23 端末」という）を2,927台調達。

品名	規格・性能等	数量
ノート型パソコン (モバイル端末)	<ul style="list-style-type: none"> ノート型パソコンまたは2in1 パソコン(キーボード含む) SIM 内蔵モデル 	2,927
重量	<ul style="list-style-type: none"> 1,400g 以下 	
CPU	<ul style="list-style-type: none"> Intel Core i5 11 世代 相当以上 	
内蔵 SSD	<ul style="list-style-type: none"> 128GB 以上 	
メモリ	<ul style="list-style-type: none"> 8GB 以上 	
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> 12 インチ以上、15.0 インチ以下 フル HD (1920×1080) 以上 タッチパネル液晶 保護フィルム（うち 310 枚は、覗き見防止フィルムとする） 	
インターフェース	<ul style="list-style-type: none"> キーボード（モバイル端末にキーボードがない場合、本体純正キーボードも納入すること。なお、「5. 保守について」記載の機器に純正キ 	

	<p>一ボードも含めること)</p> <ul style="list-style-type: none"> • RJ45 (モバイル端末に RJ45 がない場合、変換アダプタも納入すること) • HDMI 端子 (モバイル端末に HDMI 端子がない場合、変換アダプタも納入すること) • USB Type-A (モバイル端末に USB Type-A がない場合、変換アダプタも納入すること) • 電源を挿しながら、USB を 4 ポート以上利用できること (端末に端子がない場合、変換アダプタも納入すること) • 納入するマウス、キーボード、モニターを接続できる端子を有すること (端末に端子がない場合、変換アダプタも納入すること) • マイク入力/ヘッドホン出力端子を備えること。ただし、端末にマイクが内蔵されている場合は、ヘッドホン出力端子のみでも可 (端末に端子がない場合、変換アダプタも納入すること) • 本調達で納入する機器全てを接続した状態で、USB2.0 以上の端子の空きポートが 2 つ以上あること (1 つは USB Type-A であること。また、端末に端子がない場合、変換アダプタも納入すること) • インターフェースの要件を変換アダプタにより対応する場合は、「5. 保守について」記載の機器に動作保証のある変換アダプタも含めること。なお、1 台の USB-Hub 又はドッキングステーション (以下「USB-Hub 等」という) により対応すること (複数の変換アダプタによる対応は認めない) <p>また、端末が USB Type-C から充電するモデルで、USB-Hub 等が USB Type-C を専有する場合は、USB-Hub 等にも USB Type-C のポートがあり、USB PD (PowerDelivery) の規格に対応していること</p>	
通信機能 (無線 LAN)	<ul style="list-style-type: none"> • Wi-Fi6 対応 + IEEE802.11a/b/g/n 準拠 	

WEBカメラ	<ul style="list-style-type: none"> ・本体内蔵 ・液晶画面側にカメラがあり、VGA (640×480)以上の解像度であること ・画素数30万以上であること 	
電源等	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源100V対応 ・内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作すること ・コンセントアダプターも納入すること ・バッテリー駆動時間が11時間以上であること 	
ソフトウェア		
OS	<ul style="list-style-type: none"> ・Windows10 Professional 64bit版 (Windows 11 Pro ダウングレード権行使) 	
WEBブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3. ⑥に記載のソフトウェア (一部重複して記載あり) 	
付属品		
マウス	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色、USB 接続、ホイール付き ・レーザー式 	2,927
WEB 会議用小型スピーカーフォン	<ul style="list-style-type: none"> ・端末にマイクが内蔵されていない場合、以下の要件を満たすスピーカーフォンを納入すること ・有線 USB 接続 ・集音範囲が約 2 m 程度以上 	2,927
卓上用キーボード	<ul style="list-style-type: none"> ・有線接続タイプ ・日本語配列 フルキーボード ・ファンクションキーの機能を有すること ・本調達で納入するモバイル端末の幅以上、モニターの幅以下であること 	2,927
モニター	<ul style="list-style-type: none"> ・23 インチ以上、24 インチ以下 ・フル HD (1920×1080) 以上 ・HDMI ポート ・「5. 保守について」記載の機器に含めること 	2,617
モニター接続ケーブル (HDMI)	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5m 以上 ・納入するモバイル端末とモニター間を接続できること 	2,617
PCインナーケース	<ul style="list-style-type: none"> ・調達モバイルパソコン (本体キーボード含む) 及び携帯付属品 (マウス・AC アダプタ・USB-Hub 等) が収納できること ・黒色 	2,617

- ②納入する機器類は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」及び「令和4年度奈良県庁グリーン購入調達方針」に準拠したものであること。
- ③機器は、それぞれ同一メーカーの同一型番であること。（なお内部のメモリやSSDなどの部品においても同様に同一型番であること）
- ④機器は、公示日以降において製造を行っているもので未使用のものであること。

3. マスターの作成・設定

以下の点に留意して、納入機器の標準設定となるマスターを2パターン（共通端末用・マイナンバー専用端末用）作成すること。

- ①契約締結後、速やかに設定内容について奈良県と協議すること。
- ②検証用のパソコンを速やかに30台先行納入すること。なお、検証用パソコンの設定については、契約後、奈良県と協議し、設定の後納品すること。
- ③すでに導入している共通端末設定を調査し、調査結果を報告した後、奈良県の承認を受けた設定を、機器に反映及び検証を行うこと。（設定のみで対応できない場合、代替的な方法をとること。）
- ④ディスククローニングツールを用いること。
 - ・ディスククローニングツールの最新版を2,927台、新規で納入すること。
 - ・イメージデータを作成保存し、CD及びUSB起動により正常に回復出来るようにすること。
 - ・なお、作成したイメージデータは、USBで起動できる状態で共通端末用10本、マイナンバー専用端末用5本納入すること。（1年に1回、セキュリティ等の設定変更の更新に協力すること）
- ⑤BitLockerの機能をONにすること。
- ⑥以下のソフトウェアをインストール及びライセンスを有すること。但し、マスターを利用しない方が望ましいと判断されるソフトウェアについては、納入時の設定作業にてインストールをすること。
 - ア) Microsoft 365 Apps for Enterprise（日本語版：マイクロソフト社製）2777 式
Microsoft 365 E3（日本語版：マイクロソフト社製）150 式
 - ・ユーザそれぞれ1台以上で利用できるライセンスであること。
 - ・2026年12月末まで利用できること。
 - ・配備までの検証・準備期間については、乙にて見込み、日本マイクロソフト株式会社へ確認すること。
 - イ) ウイルスバスター（トレンドマイクロ社製）
 - ・全台数のライセンスは奈良県が保有。
 - ウ) ARCACLAVIS（デバイス・顔認証プラグイン・ネットワーク認証・保守）一式（両備システムズ社製） 2,600 式

- ・ 3年保守ライセンス (2,600 式) も併せて納品すること
- エ) 秘文 DC 機能限定版クライアントライセンス (日立ソリューションズ社製) 240 式
 - ・ なお、2,360 台分の秘文 DC 機能限定版クライアントライセンスを保有しているの
 納入ライセンスと併せ、3年保守ライセンス (2,600 式) も併せて納品すること。
- オ) SmartDiscussion (キッセイコムテック社製) 240 式
 - ・ 3年保守ライセンス (240 式) も併せて納品すること
- カ) SKYSEA Client View (SKY社製)
 - ・ 全台数のライセンスは奈良県が保有。
- キ) JUST Office Standard 最新版 (Justsystem 社製) 2,910 式
 - ・ 購入にあたっては JL-Excellent ライセンス契約を使用すること。
 ただし、奈良県では一太郎のライセンスを保有しているの、バージョンアップ対
 応とすること。
 - ・ マスターディスクを 2 部購入し、奈良県に納入すること。
- ク) 奈良県の保有ソフトウェアのインストール
 - ・ 前記納入ソフトウェアの他、プリンタドライバ、フリーソフトウェア等をインスト
 ールし、動作する環境設定を行うこと。
- ケ) その他
 - ・ 前記以外のソフトウェアに関して奈良県が必要と判断する場合はインストールを行
 うこと。
 - ・ 奈良県と協議の上、不必要と認めるソフトウェア・サービスについては、機能停止
 のための設定を行うこと。
 - ・ 以上のソフトウェアについては納入時にセキュリティ修正プログラム (OS、Office
 等) を奈良県と協議のうえ、すべて適用した状態で納入すること。
 - ・ マスターディスクにパッケージ製品を利用する場合、マスターディスク分のライセ
 ンスは導入ライセンス分とは別に確保すること。

4. 機器等の納入

4-1. 搬入、設置

①奈良県と協議の上、奈良県が指定する期日に搬入、設置すること。なお、端末入れ替え作業の概要については以下のとおりである。

(端末台数は、令和 4 年 12 月時点の台数。契約後の令和 5 年 10 月末頃に改めて台数を提示予定)

ア) 本庁の K18 端末 400 台を K23 端末に入れ替えまたは配備し、別途調達予定である SIM を取り付けること。

その際、K18 端末にインストールされている個別ソフトウェア(プリンタドライバ等)を調査・確認し、K23 端末にインストールを行い、稼働確認を行うこと。

(11 月中の土・日曜日の 2 日を想定)

イ) 出先機関の K18 端末 1,800 台を K23 端末に入れ替えまたは配備し、別途調達予定である SIM を取り付けること。

その際、K18 端末にインストールされている個別ソフトウェア(プリンタドライバ等)を調査・確認し、K23 端末にインストールを行い、稼働確認及び利用者に操作方法について説明を行うこと。(11 月から 12 月の期間を想定)

※ 端末の台数については、増減の可能性あり。

※ 出先は「(別表) 出先機関一覧表」を参照

② 端末のうち 310 台(増減の可能性あり)についてはマイナンバー専用端末として、デジタル管理室に納入すること。

③ クローニング等の作業については、受託者において安全に行える場所を確保し、本契約端末に県内ネットワーク接続が必須となる項目以外の設定を行ったうえで、納入すること。その際、MAC アドレスを取得し、甲へ報告すること。

④ 配備・納入備品等は、受託者において、県が指定する期間(約 3 ヶ月程度)安全に保管すること。

⑤ 本庁及び出先機関への配備スケジュールの作成を行うこと。作成にあたり各本庁・出先機関の端末管理者と作業日時や配送方法等を調整すること。

⑥ 以下のとおり、納入する機器に奈良県が指定する内容を記載したシールを受注者が用意し添付すること。

モバイル端末：緑色かつ幅 24 ミリのシール及び契約後に指定する色かつ幅のシール
(本体とキーボードが分割する端末の場合は、本体とキーボード両方に必要)

ディスプレイ：緑色かつ幅 12 ミリのシール及び契約後に指定する色かつ幅のシール

電源：緑色かつ幅 12 ミリのシール

マウス：緑色かつ幅 12 ミリのシール

⑦ 本庁及び出先の K18 端末約 2,200 台(増減の可能性あり)については、受託者において、県が指定する期間(約 3 ヶ月程度)安全に保管し、その費用も負担すること。また、記憶領域(内蔵 SSD)のデータ内容を完全に消去し、作業が完了した旨の証明書を発行すること。その際、県職員が立ち会うことを認めること。

⑧ 全体作業の責任者を定めるとともに、各々の作業について責任者(全体責任者が現場にいる場合は兼任も可)を定め、作業時には腕章等を付けること。

⑨ 受託者が作業を行う場所は明確にし、県に報告すること。なお、特に県では③、④、⑦の作業場所は提供しない。

⑩ 作業中に奈良県の所有物を損傷させた場合は、現状復旧処置をすること。

⑪ 奈良県と協議のうえ、不要と判断する梱包材、附属品、マニュアル等は受注者の責任において撤去すること。

⑫ 更新作業の際、電源タップや DVD ドライブが必要な場合、受注者にて用意すること。

⑬作業の詳細については奈良県と協議の上決定すること。

4-2. 設定

①指定するソフトウェアのインストールの設定作業及び動作確認を完了させること。

なお、ソフトウェアの設定で外部ネットワークへの接続が必要な場合は、受注者にてその環境を用意し、接続作業及び各種設定を行うこと。

②奈良県の指定するネットワークの設定を行い、接続できることを確認すること。

③機器及び指定するソフトウェア等が全て問題なく動作することを確認すること。

④Bluetooth、赤外線通信ポート等、奈良県が不必要とするデバイスについては、機能停止のための設定を行うこと。

4-3. 成果物

検収確認後、完成図書として以下を作成し提出すること。

- ・展開用マスター機セットアップ手順書（主要な画面をキャプチャして貼付すること）
- ・端末設定作業手順書（主要な画面をキャプチャして貼付すること）
- ・PC本体の製造番号・MACアドレス・ホスト名・BitLockerのパスワード等運用管理に必要な情報を記載しているもの（データのみで可）
- ・機器等の日本語マニュアル（取扱説明書）
- ・保守体制表

5. 保守について

機器については、5年間のオンサイト保守とし、以下の対応を行うこと。

- ・受付時間については8時30分から17時15分までとすること。（平日の開庁日に限る。）
- ・奈良県庁内に配備する本調達機器に障害が発生した場合、原則として奈良県職員またはヘルプデスク要員が予備機との交換作業を行った後、受注者は故障機を引き取り、原則として4週間以内に保守を完了し、奈良県へ返却すること。
- ・出先機関に配備する本調達機器に障害が発生した場合、概ね4時間以内に納入場所へ訪問し、原則として受注者が奈良県の準備する予備機を現地において交換作業を行い、故障機の引取り、引取後の修理を行うこと。このため、予備機（想定では20台程度）をあらかじめ受注者に預ける。ただし、運用に支障のない障害等で奈良県が了承した場合においては、翌開庁日に保守作業を行うことができる。また、修理後の機器については受注者が保管し、次の予備機として利用できるよう準備し適切に管理すること。（必要に応じて現地にてSSDディスク交換・OS・アプリケーション設定・ソフトウェアのインストール等奈良県の指示に従い受注者が行う）また、予備機をほかの業務に転用してはならない。
- ・奈良県全庁ネットワークに接続している本調達機器については、受注者がネットワーク

設定を行うこと。

- ・故障原因の分析を行うこと。なお、分類は以下の2種類とする。
 1. 故障原因が通常の使用によるもの（保守の範囲内として無償修理）
 2. 故障原因が故意又は過失によるもの及び通常の使用によらないもの
- ・上記の判断する際には、事前に受注者が奈良県に判断基準について承認を得ること。また、配備の際に、上記2の判断基準を利用者へ周知を行うこと。なお、上記2と判断した場合、故障発生端末保有する所属に説明及び修理代金の請求を行うこと。
- ・故障したSSDについて修理不能となって廃棄する場合は、セキュリティを確保した方法で適正に処分し報告すること。
- ・保守対応状況について毎月奈良県へ書面により報告を行うこと。なお、報告の内容については奈良県の指示に従うこと。
- ・ネットワーク障害が発生した場合、端末側かネットワーク機器か切り分け、各種保守会社へ連絡すること。
- ・本調達機器の型番のみ運用することを想定しているため、修理を行う場合は部品交換による対応とすること。ただし、部品交換による修理が不可能な場合は、奈良県と協議のうえ指示に従うこと。

6. その他

- ①受注者は、契約締結後速やかに作業体制を確立し、作業計画書及びマスター設定書を作成し、奈良県の承認を得ること。なお、設計にあたっては基本的な設計を受注者が行い、詳細事項については奈良県と協議し、奈良県の指示に従うこと。作業計画書は以下の内容を含むこと。
 - ・マスターの設計及びクローニングスケジュール
 - ・機器等の納入及び設置スケジュール
 - ・作業従事者名簿
- ②本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、奈良県の指示又は承認を受けること。
- ③県が指示した場合に、モバイル端末のバッテリー交換を行うこと。（契約期間中1台につき1回を想定）
- ④契約期間中、機器等に不良や欠陥等があると発覚した場合は速やかに受注者が交換等の処置を行うこと。
- ⑤設置作業期間中に設定内容の見直しが必要となったとき、奈良県と受注者が協力し、設定変更を行い既に設定を終えた機器を含めて再設定すること。
- ⑥受注者は、本仕様で指定するソフトウェア、ハードウェアについて、その性能を十分に発揮させるため、機器運用の効率化に必要な技術的サポートを行うこと。
- ⑦納入する機器については契約期間中の部品供給が可能である製品とすること。

- ⑧借入期間満了後、原則としてソフトウェアライセンス（使用权）は奈良県に帰属するものとする。
- ⑨機器利用期間終了後は、共通端末用の2,617台について機器等を撤収回収するものとし、その費用も負担すること。また、記憶領域（内蔵SSD）のデータ内容を完全に消去し、作業が完了した旨の証明書を発行すること。その際、県職員が立ち会うことを認めること。
- ⑩損害保険は、対象物件の取得価額相当を補償の上限額とし、借入期間中はその上限額までを常に補償するものとする。
- ⑪業務の履行にあたっては、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- ⑫乙は、Microsoft License を用いた納入の場合、必要な手続きを行うこと。
契約は日本マイクロソフト株式会社が指定するライセンシング ソリューション パートナー（LSP）に発注する必要がある。また、価格を見積もる前や不明な点があれば、次の担当者に連絡し、奈良県の入札である旨を伝え確認の上で対処すること。
(問い合わせ先)

日本マイクロソフト株式会社 パブリックセクター事業部 デジタル・ガバメント
統括事業部 奈良県担当

電話番号（部門代表）：03-4535-3903

E-mail: Koichi.Nezaki@microsoft.com

出先機関一覧表

NO	所属	郵便番号	住所
1	東京事務所	102-0093	千代田区 平河町 2-6-3 (都道府県会館9階)
2	旅券事務所 第一課(奈良ファミリー)	631-0821	奈良市 西大寺東町 2-4-1 (奈良ファミリー5F)
3	旅券事務所 第二課(高田旅券センター)	635-0015	大和高田市 幸町 3-18 (トナリエ大和高田3階)
4	外国人支援センター	630-8122	奈良市 三條本町8-1 シルキア奈良2F 209号
5	南部東部振興課	634-0003	橿原市 常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎)
6	奥大和移住・交流推進室	634-8507	橿原市 常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎)
7	うだ・アニマルパーク振興室	634-8507	宇陀市 大宇陀 小附 89
8	うだ・アニマルパーク振興室(動物学習館)	633-2112	宇陀市 大宇陀 小附 75-1
9	消防救急課 防災航空隊	630-2166	奈良市 矢田原町 2450
10	消防学校	633-0241	宇陀市 榛原 下井足 17-2
11	自治研修所	630-8133	奈良市 大安寺 1-23-2
12	総務厚生センター(中小企業会館)	630-8213	奈良市 登大路町 38-1 (奈良県中小企業会館内)
13	奈良県税事務所	630-8113	奈良市 法蓮町 757 (奈良総合庁舎)
14	中南和県税事務所	634-8506	橿原市 常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎)
15	中南和県税事務所(高田窓口センター)	635-0085	大和高田市 片塩町 12-5 (大和高田市市民交流センター内)
16	中南和県税事務所(吉野窓口センター)	639-3111	吉野郡 吉野町 上市 133 (吉野中央公民館内)
17	自動車税事務所 自動車税第一課、徴収課	639-1184	大和郡山市 満願寺町 60-1 (郡山総合庁舎)
18	自動車税事務所 自動車税第二課	639-1037	大和郡山市 額田部 北町 981-8 (株)奈良県自動車会館内)
19	文化会館	630-8213	奈良市 登大路町 6-2
20	橿原文化会館	634-0005	橿原市 北八木町 3-65-5
21	美術館	630-8213	奈良市 登大路町 10-6
22	なら歴史芸術文化村	632-0032	天理市 杣之内町 437-3
23	文化財保存事務所 法隆寺出張所	636-0115	生駒郡 斑鳩町 法隆寺山内 1-15
24	文化財保存事務所 興福寺出張所	630-8213	奈良市登大路町48 (興福寺境内)
25	文化財保存事務所 金峯山寺出張所	639-3115	吉野郡 吉野町 吉野山 2548-2 (吉野山ふるさとセンター)
26	文化財保存事務所 玉置神社出張所	637-1217	十津川村 風屋 479
27	文化財保存事務所 玉置神社出張所	637-1555	十津川村 猿飼 274
28	文化財保存事務所 橿原神宮出張所	634-8550	橿原市 久米町 934 (橿原神宮文華殿駐車場内)
29	文化財保存事務所保存修理・人材育成係(なら歴史芸術文化村)	632-0032	天理市 杣之内町 437-3
30	橿原考古学研究所	634-0065	橿原市 畝傍町 1
31	橿原考古学研究所附属博物館	634-0065	橿原市 畝傍町 50-2
32	万葉文化館	634-0103	高市郡明日香村飛鳥 10
33	民俗博物館	639-1058	大和郡山市 矢田町 545
34	図書情報館	630-8135	奈良市 大安寺西 1-1000
35	野外活動センター	632-0231	奈良市 都祁吐山町 2040
36	橿原公苑	634-0065	橿原市 畝傍町 53
37	スポーツ振興課(奈良マラソン実行委員)	630-8113	奈良市 法蓮町 757
38	食品衛生検査所 食肉検査課	639-1122	大和郡山市 丹後庄町 475-1
39	食品衛生検査所 市場食品検査課	639-1123	大和郡山市 筒井町 957-1
40	消費生活センター	630-8122	奈良市 三條本町 8番1号シルキア奈良2階
41	女性センター	630-8216	奈良市 東向南町 6番地
42	こども家庭課(奈良県母子家庭等就業・自立支援センター)	630-8325	奈良市 西木辻町 93-6 (奈良労働会館)
43	中央こども家庭相談センター	630-8306	奈良市 紀寺町 833
44	高田こども家庭相談センター	635-0095	大和高田市 大中 17-6
45	精華学院	630-8411	奈良市 高樋町 172
46	郡山保健所	639-1041	大和郡山市 満願寺町 60-1 (郡山総合庁舎)
47	中和保健所	634-8507	橿原市 常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎)
48	中和保健所(高田出張所)	635-0085	大和高田市片塩町12-5 (大和高田市市民交流センター内)
49	吉野保健所	638-0045	吉野郡 下市町 新住 15-3
50	吉野保健所(五條出張所)	637-0041	五條市 本町 3-1-13
51	保健研究センター	633-0062	桜井市 粟殿 1000
52	中和福祉事務所	634-0003	橿原市 常盤町605番地の5 (橿原総合庁舎)
53	吉野福祉事務所	639-3111	吉野郡 吉野町 上市 133 (吉野中央公民館内)

54	心身障害者福祉センター	636-0344	磯城郡 田原本町 宮森 34-4
55	視覚障害者福祉センター	634-0061	橿原市 大久保町 320-11
56	身体障害者更生相談所	636-0393	磯城郡 田原本町 大字多 722
57	藤の木学園	631-0043	奈良市 菅野台 2-43
58	病院マネジメント課 南和広域医療企業団(奈良総合医療センター)	638-8551	吉野郡大淀町大字福神8番1
59	病院マネジメント課(県立医大 新キャンパス・施設マネジメント課)	634-0813	橿原市四条町(奈良県立医科大学エネルギーセンター2F)
60	精神保健福祉センター	633-0062	桜井市 粟殿 1000(桜井総合庁舎)
61	薬事研究センター	636-0046	桜井市池之内130-1
62	森林技術センター	635-0133	高市郡 高取町 吉備 1
63	フォレスターアカデミー	639-3113	吉野町 飯貝 680
64	景観・環境総合センター	633-0062	桜井市 粟殿 1000
65	競輪場	631-0811	奈良市 秋篠町 98
66	地域産業課(商工観光館)	630-8213	奈良市 登大路町38-1
67	産業振興総合センター	630-8031	奈良市 柏木町 129-1
68	奈良労働会館	635-8325	奈良市 西木辻町 93-6
69	高等技術専門校	636-0212	磯城郡 三宅町 石見 440
70	産業会館	635-0015	大和高田市 幸町 2-33
71	奈良しごとセンター	630-8325	奈良市 西木辻町 93-6
72	高田しごとセンター	635-0015	大和高田市 幸町 2-33
73	ならの観光力向上課(外国人観光客交流館)	630-8361	奈良市 池之内町 1
74	奈良まほろば館	103-0022	東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル1階・2階
75	奈良春日野国際フォーラム	630-8212	奈良市 春日野町 101
76	北部農業振興事務所 総務企画課、農林普及課、土地改良課	639-1041	大和郡山市 満願寺町 60-1(郡山総合庁舎)
77	北部農林振興事務所 農林普及課 農産物ブランド推進第二係	630-2166	奈良市 矢田原町 乙 470-1
78	中部農林振興事務所	634-0003	橿原市 常盤町605番地の5(橿原総合庁舎)
79	東部農林振興事務所	633-2221	宇陀市菟田野松井486-1(宇陀市菟田野地域事務所)
80	東部農林振興事務所 農業普及課	633-0227	宇陀市 榛原 三宮寺 125(大和野菜研究センター内)
81	南部農林振興事務所 総務企画課、森林共生推進第一課、森林整備課、農村地域振興課	638-0831	吉野郡 大淀町 佐名伝 626
82	南部農林振興事務所 農業振興課	637-0105	五條市 西吉野町 湯塩 1345(果樹・薬草研究センター内)
83	南部農林振興事務所 林業振興第二課	637-1443	吉野郡 十津川村 折立 631-1(林業会館内)
84	なら食と農の魅力創造国際大学校	633-0046	桜井市 池之内 130-1(アグリマネジメント)
85	なら食と農の魅力創造国際大学校 総務企画課、フードクリエイティブ学科	633-0044	桜井市 高家 2217
86	中央卸売市場再整備推進室	639-1123	大和郡山市 筒井町 957-1
87	中央卸売市場	639-1123	大和郡山市 筒井町 957-1
88	農業研究開発センター	633-0046	桜井市 池之内 130-1
89	果樹・薬草研究センター	637-0105	五條市 西吉野町 湯塩 1345
90	大和茶研究センター	630-2166	奈良市 矢田原町 乙 470-1
91	大和野菜研究センター	633-0227	宇陀市 榛原 三宮寺 125
92	病害虫防除所	633-0046	桜井市 池之内 130-1
93	畜産技術センター 研究開発第一課	633-2113	宇陀市 大宇陀 下竹 103
94	畜産技術センター 研究開発第二課	633-1302	宇陀郡 御杖村 菅野 1775-5
95	家畜保健衛生所 第一課	639-1123	大和郡山市 筒井町 600-3
96	家畜保健衛生所 第二課	639-2204	御所市 南十三 152-1
97	奈良土木事務所	630-8303	奈良市 南紀寺町 2-251
98	奈良土木事務所 天理ダム管理センタ	632-0123	天理市 長滝町 14-7
99	奈良土木事務所 白川ダム管理センタ	632-0002	天理市 和爾町 875-1
100	郡山土木事務所	639-1041	大和郡山市 満願寺町 60-1(郡山総合庁舎)
101	高田土木事務所	635-0065	大和高田市 東中 2-2-1
102	中和土木事務所	634-0003	橿原市 常盤町605番地の5(橿原総合庁舎)
103	中和土木事務所 初瀬ダム管理センタ	633-0112	桜井市 大字初瀬 363-2
104	宇陀土木事務所	633-2221	宇陀市菟田野松井486-1(宇陀市菟田野地域事務所)
105	吉野土木事務所	639-3111	吉野郡 吉野町 上市 2150-1
106	吉野土木事務所 工務第一課天川・黒滝方面係	638-0305	吉野郡 天川村 沢谷 58
107	吉野土木事務所 工務第二課	639-3701	吉野郡 上北山村 河合 420-1

108	五條土木事務所	637-0006	五條市岡口1-3-1
109	五條土木事務所 工務第二課	637-1103	吉野郡 十津川村 上野地 221
110	用地対策課(奈良土木事務所)	630-8303	奈良市 南紀寺町 2-251
111	幹線街路整備事務所	630-8113	奈良市 法蓮町 757(奈良総合庁舎)
112	ヘリポート管理事務所	630-2166	奈良市 矢田原町 2446
113	流域下水道センター	639-1035	大和郡山市 額田部南町 160
114	第二浄化センター	635-0805	北葛城郡 広陵町 萱野 460
115	宇陀川浄化センター	633-0204	宇陀市 榛原 福地 28-1
116	吉野川浄化センター	637-0071	五條市 二見 5丁目 1314
117	中和公園事務所	636-0062	北葛城郡 河合町 佐味田 2202
118	中和公園事務所(大和民俗公園)	639-1058	大和郡山市 矢田町 545
119	奈良公園事務所	630-8114	奈良市 芝辻町 543
120	県営住宅管理事務所	639-1041	大和郡山市 満願寺町 60-1
121	営繕プロジェクト推進室 医大整備技術支援係	634-8521	橿原市 四条町 840
122	水道局 総務課、業務課、県域水道一体化準備室	630-8113	奈良市 法蓮町757(奈良総合庁舎)
123	広域水道センター	639-1041	大和郡山市 満願寺町 444-3
124	広域水道センター(桜井浄水場)	633-0112	桜井市 初瀬 3701
125	広域水道センター(御所浄水場)	639-2251	御所市 戸毛 367-2
126	人事委員会事務局	630-8113	奈良市 法蓮町 757(奈良総合庁舎)
127	労働委員会事務局	630-8113	奈良市 法蓮町 757(奈良総合庁舎)
128	取用委員会事務局	630-8213	奈良市 登大路町 38-1(奈良県中小企業会館内)
129	県立高等学校総合寄宿舎畝傍寮	634-0062	橿原市 御坊町 2
130	県立高等学校総合寄宿舎かぐやま寮	634-0046	橿原市 栄和町 32-1
131	同和問題関係史料センター	630-8133	奈良市 大安寺 1-23-1
132	教育研究所	636-0343	磯城郡 田原本町 秦庄 22-1
133	教育研究所(分館)	636-0344	磯城郡 田原本町宮森 258
134	特別支援教育推進室(支援係)	636-0393	磯城郡 田原本町 大字多 722
135	奈良朱雀高等学校	630-8031	奈良市 柏木町 248
136	奈良高等学校	631-0806	奈良市 朱雀 2-11
137	西の京高等学校	630-8044	奈良市 六条西 3-24-1
138	高円高等学校	630-8302	奈良市 白毫寺町 633
139	国際高等学校	631-0008	奈良市 二名町 1944-12
140	山辺高等学校	632-0246	奈良市 都祁友田町 937
141	生駒高等学校	630-0222	生駒市 壱分町 532-1
142	奈良北高等学校	630-0131	生駒市 上町 4600
143	郡山高等学校	639-1011	大和郡山市 城内町 1-26
144	大和中央高等学校	639-1123	大和郡山市 筒井町 1201
145	法隆寺国際高等学校	636-0104	生駒郡 斑鳩町 高安 2-1-1
146	西和清陵高等学校	636-0813	生駒郡 三郷町 信貴ヶ丘 4-7-1
147	添上高等学校	632-0004	天理市 櫛本町 1532-2
148	二階堂高等学校	632-0082	天理市 荒蒔町 100-1
149	磯城野高等学校	636-0300	磯城郡 田原本町 258
150	橿原高等学校	634-0823	橿原市 北越智町 282
151	畝傍高等学校	634-0078	橿原市 八木町 3-13-2
152	高取国際高等学校	635-0131	高市郡 高取町 佐田 455-2
153	奈良情報商業高等学校	633-0051	桜井市 河西 770
154	桜井高等学校	633-0091	桜井市 桜井 95
155	大宇陀高等学校	633-2166	宇陀市 大宇陀区迫間 63-2
156	榛生昇陽高等学校	633-0241	宇陀市 榛原区 下井足 210
157	王寺工業高等学校	636-0012	北葛城郡 王寺町 本町 3-6-1
158	大和広陵高等学校	635-0802	北葛城郡 広陵町 的場 401
159	香芝高等学校	639-0223	香芝市 真美ヶ丘 5-1-53
160	高田高等学校	635-0061	大和高田市 磯野東 6-6
161	御所実業高等学校	639-2247	御所市 玉手 300
162	青翔高等学校	639-2200	御所市 525
163	大淀高等学校・奈良南高等学校	638-0821	吉野郡 大淀町 下淵 983
164	吉野高等学校	639-3113	吉野郡 吉野町 飯貝 680

165	五條高等学校	637-0092	五條市 岡町 1428
166	十津川高等学校	637-1445	吉野郡 十津川村 込之上 58
167	盲学校	639-1122	大和郡山市 丹後庄町 222-1
168	ろう学校	639-1122	大和郡山市 丹後庄町 456
169	奈良養護学校	630-8051	奈良市 七条町 135
170	奈良東養護学校	630-8053	奈良市 七条 2-670
171	奈良西養護学校	631-0066	奈良市 帝塚山西 2-1-1
172	二階堂養護学校	632-0086	天理市 庵治町 358-1
173	高等養護学校	636-0344	磯城郡 田原本町 宮森 34-1
174	明日香養護学校	634-0141	高市郡 明日香村 川原 410
175	西和養護学校	639-0205	北葛城郡 上牧町 下牧 1010
176	大淀養護学校	638-0821	吉野郡 大淀町 下淵 414-1
177	警察本部	630-8578	奈良市 登大路町 80
178	奈良警察署	630-8533	奈良市 大森町 57-12
179	奈良西警察署	631-0034	奈良市 学園南 3-9-22
180	生駒警察署	630-0244	生駒市 東松ヶ丘 6-20
181	郡山警察署	639-1121	大和郡山市 杉町 250-4
182	西和警察署	636-0011	北葛城郡 王寺町 葛下 1-7-9
183	天理警察署	632-0017	天理市 田部町 22-4
184	桜井警察署	633-0001	桜井市 大字三輪 49-1
185	橿原警察署	634-8501	橿原市 四条町 618-1
186	高田警察署	635-0025	大和高田市 神楽 3-1-9
187	香芝警察署	639-0245	香芝市 畑 2-1474-1
188	五條警察署	637-0004	五條市 今井 4-4-50
189	吉野警察署	638-0821	吉野郡 大淀町 大字下淵 389-1

※組織変更により、若干の組織名称変更や組織数増減が発生する可能性があります。